

「実施機関以外のものに提供する個人情報について」の説明資料

庁内の各部局からの情報で整備された GIS(地理情報システム)に管理されている情報のひとつである家屋の現況図(=個人情報)をインターネット上で一般に公開することについては、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合(石狩市個人情報保護条例第10条第5号)に該当することから、石狩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

【提供を行う理由】

これまで庁内業務の利用に留まっていた GIS の情報を、個人情報等の不開示情報を考慮した上で公開可能な情報を一般に提供することで、次に掲げるような情報の有効活用を図り、石狩市情報公開条例第19条に規定している市民への積極的な情報提供をするため。

家屋の現況図にかかるとの部分

住民サービスの向上

地番図・現況図の閲覧、用途地域の確認等がインターネット上でできるようになれば、市役所の窓口足を運ぶ必要がなく、いつでも情報をとりだせるようになり、住民の負担が軽減されます。

地域企業の活性化と企業誘致

インターネット上で地番・現況・用水などの情報を一度に確認することが可能となり、また、公共交通網の状況把握も同時に可能なことから、新たな企業誘致を含めた地域企業の活性化が図られる。

GIS 一般

地域への関心

教育の分野では、自ら課題を見つけ、考え、問題を解決する能力が求められている総合的学習の授業等で GIS を活用することにより、手軽に地域のさまざまな情報を得ることができて、自分が生活している地域へ目を向けたり、関心を持つきっかけとなる。

転入者への対応

公共施設や医療機関の確認が容易に可能であるため、転入者や初めて市内を訪れた人にも、市内の状況を簡単に把握することができるようになる。またこれから市内に住もうと考えている方にも、多岐にわたる情報が事前に確認できるので地域にどのような条件が揃っているか検討をする際に活用が見込まれる。

地域の活性化

生活関連情報を公開することによって、多種多様な地域情報がいつでも入手可能になり、行動範囲・生活圏の拡大が見込まれ、地域の活性化が図られる。

【提供方法】

GIS をインターネット上で公開する手段として、次のような利用環境を検討しています。

- 1) Web GIS ~ 地理情報をインターネットを介して画像で見ることができる。
- 2) G - XML ~ 地理情報を構成しているデータを閲覧者が直接自分のパソコンに情報を取り込んで加工（書込み・削除）し、様々な用途に利活用が図れる。

【経緯】

石狩市の GIS は、国土交通省（旧国土庁）のモデル事業として、平成 7 年度からスタートし、平成 10 年度に完成しました。それ以後統合型 GIS として、庁舎内の各部局で活用しています。

このシステムは、市が保有する地番図成果と 2 万 5 千分の 1 現況データ GISMAP を基図としています。これを基盤に各部局の管理情報が内容ごとに分類登録されており、その範囲は全市を網羅しています。

GIS 導入後、それまで各部局で台帳の形で管理されていた各種行政情報を統合して整理しました。これにより、各種業務の計画段階からの資料集約が容易に行えるようになり、作業の正確性の向上と効率化に役立っております。なおこれらの情報は、点・線・面情報に分けられて次のように整備されており、全庁的に利用されています。

情報例

- 点情報 街路灯、電柱、マンホール、信号機、消火栓、ごみステーションなど
- 線情報 下水道、ガス管、熱水埋設管、認定道路、歩行者専用道路など
- 面情報 用途地域、民生委員担当区域など